

# (財)日本防火協会が行う 防災製品あっせん事業

## ● 事業の趣旨 ●

住宅用火災警報器の個人住宅への設置義務付けという住宅防火対策の新たな展開を踏まえ、その法制化の背景となりました火災による犠牲者の増加、なかんずく高齢者の犠牲が顕著であることにかんがみ、防災製品の普及も急務となっております。

そこで、火災警報器の普及・啓発活動の中核となる婦人(女性)防火クラブ員の皆様におかれては、防災製品のご利用を合わせてお勧めすることで、台所や寝タバコ等火気による負傷を防止し、防火対策の一層の推進に貢献していただけるよう当協会におきまして、**皆様を通じた防災製品の販売・あっせん事業**を行うことといたしました。

## ● 事業のスキーム ● (注文から支払いまでの流れ)

■この事業は、(財)日本防火協会が(財)日本防災協会と提携して実施します。

■事業の主体(この事業を実施できる方で当協会へ発注・申し込みのできる方)

- ①都道府県または市町村の「幼少年婦人防火委員会」
- ②都道府県婦人(女性)防火クラブ連絡協議会
- ③消防本部単位の婦人(女性)防火クラブ連絡協議会
- ④各婦人(女性)防火クラブ、婦人消防隊等にあつては、クラブ等規約が整備され、会計監査人の指名その他の監査体制が整備されていること

■販売製品・販売価格

あっせんの対象となる販売製品は、(財)日本防災協会の取り扱う製品で別表「取り扱い製品一覧」に掲げるものとし、**販売価格は、同表の「特別価格」と**します。

■注文・納品・請求・支払い

- (1)当協会あてに、注文書を送付してください。(注文書には、①各製品ごとに申し込み数量を記入し、②発注者名(〇〇市防火委員会、〇〇市婦防連絡協議会等)③製品送付先住所・電話番号・氏名、④当協会からの請求書送付先・電話番号・氏名、⑤その他製品必着日等必要事項を明記する。FAX、メールも可)
- (2)当協会から(財)日本防災協会あて注文書を発行し、注文製品は同防災協会より送付されます(送料@300円はご負担をお願いします。)
- (3)当協会より、**販売総額から10%を差し引いた額**の請求書を送付しますので、集金等済み次第請求書に記載された当協会銀行口座にお振込みをいただきます。

■ご注意

このシステムは、幼少年婦人防火委員会、とくに婦人防火クラブの活動資金の厳しい現状を踏まえ、少しでもお役立ていただくことと合わせて防災製品の普及を図るための一助として試みるものです。従いまして、販売総額と当協会からの請求額との差額(10%相当分)は、クラブ活動費など公益的な事業にお使いいただくものであり、私益事業とならないよう監査手続き等を厳格に行っていただきたいと存じます。